

議員提出議案第1号

三鷹市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

地方自治法第112条及び三鷹市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月27日

三鷹市議会議長 宍戸治重様

提出者	三鷹市議会議員	寺井均
賛成者	〃	渥美典尚
〃	〃	粕谷稔
〃	〃	岩見大三
〃	〃	大城美幸
〃	〃	嶋崎英治

三鷹市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、三鷹市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び三鷹市議会（以下「市議会」という。）への市民の信頼の確保に鑑み、議員が市議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成5年三鷹市条例第7号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 市議会の定例会及び臨時会の本会議並びに三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）に基づき設置された常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。
- (2) 公務上の災害等 三鷹市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三鷹市条例第32号）に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員報酬の額から、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）に応じて、当該議員の議員報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

欠席期間	減額の割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の30
365日を超えるとき	100分の50

- 2 前項の表を適用する場合において、月の途中で欠席期間の区分が変わる場合は、高い方の減額の割合を適用する。
- 3 前2項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から市議会の会議等に出席した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）まで適用する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(次項においてこれらの日を「基準日」という。)のそれぞれの前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、当該議員の期末手当から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当に前条第1項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、高い方の減額の割合を適用する。

(適用除外)

第5条 次の各号のいずれかに掲げる事由により市議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) 出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項本文に規定する期間に限る。)

(3) その他市議会の会議等を長期間欠席することがやむを得ないと三鷹市議会議長(以下「議長」という。)が認めるもの

(前任期における欠席期間等)

第6条 この条例の規定により前任期中に議員報酬を減額されていた議員が再び議員の資格を得た場合は、前任期における欠席期間及び議員報酬の減額は、新任期における議員報酬及び期末手当にその効力を及ばさないものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

市議会議員の職責及び市議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員が疾病等の事由により市議会の会議等を長期間欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、欠席した期間に応じて減額する旨の条例を制定するため、本案を提出します。